

NEWS RELEASE

No. 22-13

2022年11月18日

(公財)損害保険事業総合研究所

11月25日発刊「損害保険研究」第84巻第3号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第84巻第3号を11月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月および2月の年4回です。

本号には、横断歩道における自動車の一時不停止について、歩行者の特性により運転者の行動が変化するという仮説を実証的・理論的に分析した法と経済学の論稿を査読済み論文として掲載しています。

研究論文としては、損害保険会社を販売チャネルにより代理店型と直販型に分類して効率性を比較した論稿、ドイツのD&O保険の被保険者の自己負担額に関する規制について紹介した論稿を掲載しています。

いずれも、研究者・実務家の双方に有益な示唆を含んでいると考えられます。

さらに、人身傷害保険に関する判例研究2本を掲載しています。損害保険実務にも大きなインパクトを与えた人傷一括払に関する民集登載の最高裁判例の研究、限定支払条項が適用されなかった場合の素因減額と請求権代位の範囲の問題に関する広島高裁判決の研究は、損害保険会社関係者にもぜひ熟読していただきたい内容です。

今号に収録されている論稿の概要は、以下のとおりです。

<査読済み論文>

混合戦略で考える「信号のない横断歩道での自動車の一時停止」法遵守の傾向への影響要因の分析

信州大学経法学部応用経済学科教授 広瀬純夫氏

本研究は、「信号のない横断歩道での自動車の一時停止」を題材に、法遵守への影響要因を検討した。注目した点は、歩行者の特性が、ドライバーの一時停止率に影響している可能性である。具体的には、信号のない横断歩道での歩行者とドライバーの関係を、同時手番のゲーム的な状況で捉え、ドライバーが、混合戦略に従って“止まる”か“止まらない”かを選択している可能性を検討した。混合戦略で、ドライバーが一時停止する確率は、歩行者側の利得の構造に依存することから、歩行者側の特性が、ドライバーの混合戦略を通じて、一時停止率に影響を及ぼしている可能性がある。そこで、2018年から2020年の、JAFが調査した「信号のない横断歩道での自動車の一時停止」の都道府県別データをパネルデータとして検証したところ、高齢者人口比率や、実収入、家計支出に占める教育費割合などの歩行者側の特性が、一時停止率に影響を及ぼしていることを確認した。

<研究論文>

損害保険業の販売チャネルによる効率性の比較

地銀ネットワークサービス株式会社勤務 矢野聡氏

1996年以降の規制緩和以降の損害保険業は販売チャネルが多様化し、損害保険会社は代理店経由での販売だけでなく、インターネットによる直接販売等の様々な販売チャネルを活用している。損害保険会社が直接販売を選ぶのは、直感的には、その会社が代理店扱よりも直接販売の生産技術が技術効率的であると認識しているためではないかと考えられる。

本研究は、損害保険会社を販売チャネルにより代理店扱を主とする「代理店型」、直接販売を主とする「直販型」に分け、メタフロンティア分析の手法により、各グループの生産関数と産業全体の生

産関数(メタフロンティア生産関数)を推定し、その結果を基に各グループの生産関数および各社の技術効率性を推定、比較する。その結果、両グループの生産関数は異なっており、直販型のグループ生産関数は代理店型よりも技術効率的であるが、産業全体の生産関数に対する技術効率性には差を認められなかった。

< 研究論文 >

ドイツD&O保険の自己保有規制

福岡大学法学部准教授 牧真理子氏

令和元年会社法改正は、D&O保険の契約締結における手続の明確化等を目的として、D&O保険に関する規定を新設した。これを契機として、改めてD&O保険のあり方について検討する必要があると考える。本稿では、日本と同時期にD&O保険を受容したドイツ法について参照しD&O保険における取締役の損害の自己負担額に関連する自己保有規制について検討する。

ドイツの自己保有規制は、2009年株式法において、取締役在一定の経済的負担を課すことにより、取締役のモラルハザードを抑止する行動制御を主な目的として規定された。しかし、この立法趣旨に反対する議論は当初から存在し、さらに取締役の私的財産への影響の観点から自己保有に個人契約で責任保険を付けることが実務上認められているため、当該機能については十分な効果があるとはいえない。この点を含めて自己保有に関する学説状況を分析し、D&O保険のあり方についての検討を試みる。

< 損害保険判例研究 >

「損害保険判例研究会」判例報告

人傷一括払合意の解釈 — 人傷社が回収した自賠金の額のうち、被害者の加害者に対する損害賠償請求権の額から控除することができる額の範囲について —

最高裁令和4年3月24日判決

令和2年(受)1198号損害賠償請求事件 民集76巻3号350頁

中京大学法学部教授 土岐孝宏氏

休業損害・逸失利益の否定と限定支払条項の適用がない場合の保険代位の範囲

広島高裁令和3年1月29日判決

令和2年(ネ)232号損害賠償、求償金請求控訴事件 自保ジャーナル2089号11頁

関西大学法学部教授 原弘明氏

以上

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』新規購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/publications/magazine.html>

※本号のご購入や新規定期購読をお申し込みいただいた場合、テレワーク実施中のため、発送には1週間から10日程度、お時間を頂戴します。ご了承いただきたくお願い申し上げます。